

お知らせ **ご利用ください!**
秋の行政相談

「行政相談」をご存じですか?

「行政相談」は、国・県・市・NTT や日本郵政などの特殊法人などの仕事について、皆さんから苦情や意見、要望をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

総務省では、この行政相談制度を皆さんにもっとよく知っていただき、利用していただくため、10月18日(月)～24日(日)の一週間を全国的に「秋の行政相談週間」としています。

市では、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、皆さんの相談をお受けしています。詳しくは毎月15日号の広報いが市をご覧ください。相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

また、毎月の定例行政相談とは別に、下記の日程で秋の行政相談を開催しますので、ご利用ください。

◇秋の行政相談

- ① 10月19日(火)午後1時30分～4時 西柘植地区市民センター (下柘植 725 番地)
- ② 10月20日(水)午後2時～4時 猪田地区市民センター (猪田 1359 番地の3)
- ③ 10月22日(金)午後1時30分～4時 阿山多目的集会施設 (馬場 1128 番地)

【問い合わせ】 市民生活課
☎ 22-9638 FAX 22-9641

お知らせ **年金を受けている人が死亡したとき**

年金を受けている人が死亡したときは、戸籍や住民票の死亡届とは別に、遺族などが「年金受給権者死亡届」に年金証書・死亡の事実が明らかにできる書類(戸籍抄本・死亡診断書など)を添えて住所地の年金事務所へ提出してください。年金は、受けている人が死亡した月分まで支払われますが、届出が遅れて亡くなった月の翌月以降の年金を受けた場合は、その分を後日返還していただくことになります。

死亡した人に支払われるはずの年金が残っている場合は、その分の年金(未支給年金)を遺族(生計をともにしていた配偶者・子・父母など)が受けることができますので、年金事務所(障害基礎年金、遺族基礎年金のみの受給者は保険年金課または各支所住民福祉課)へ「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

また、死亡した人によって生計を維持されていた遺族は「遺族年金(給付)裁定請求書」に必要な書類を添付し、年金事務所(遺族基礎年金のみの受給者は保険年金課または各支所住民福祉課)へ提出してください。
※共済年金の受給者であった場合はその共済組合に届け出てください。

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151
各支所住民福祉課
津年金事務所 ☎ 059-228-9120



今月の納税

●納期限 11月1日(月)

納期限内に納めましょう

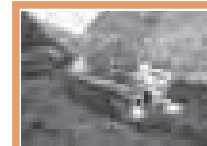
市県民税 (3期)

国民健康保険税 (5期)

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612



関西本線電化実現にご協力を!

10月14日は鉄道の日です。市内には、北部にJR関西本線、北東部にJR草津線、南部に近鉄大阪線、市内を南北に結ぶ伊賀鉄道伊賀線が運行しています。このうち、JR関西本線で市内を運行する列車は“電車”ではありません。ディーゼル車です。

このため、名古屋や大阪・奈良へ出かけるには、同じ線なのに必ず乗り換えをする必要があります。市では、関係団体と連携し、電化の早期実現に取り組んでいます。

電化され、直通運行が実現すると乗り換えなどの不便さが解消されます。

その前には、まず、利用者を増やしていく必要があります。

皆さん一人ひとりの利用が伊賀市だけでなく、沿線地域の活性化にもつながるはずです。ぜひ、ご協力ください。

【問い合わせ】

企画課 ☎ 22-9621

地域安全コーナー

伊賀警察署だより

全国地域安全運動「みんなで作ろう 安心の街」

10月11日(月)・(祝)～20日(水)の10日間、「平成22年全国地域安全運動」が実施されます。

全国地域安全運動とは、各関係機関や団体および警察が、住民と協働して、安全・安心なまちづくりの取り組みを推進していく活動です。平成22年の運動重点は以下の3点です。

- 子どもと女性の犯罪被害の防止
- 住宅を対象とした侵入犯罪の防止
- 万引き、自転車の盗難防止

警察では、各種防犯の啓発活動を始め、犯罪や防犯に関する各種相談

も受け付けています。

◇警察総合相談電話

☎ #9110

☎ 059-224-9110

※各警察署でも受け付けています。

ご家庭でも、犯罪の被害防止について話し合うなど、安全・安心な地域社会の実現に向けた取り組みをお願いします。

【問い合わせ】

伊賀警察署 ☎ 21-0110

名張警察署 ☎ 62-0110



お知らせ 日本脳炎の定期予防接種

平成17年度から積極的勧奨を見合わせていました日本脳炎の予防接種が、今年の4月から第1期に該当する人に対し、勧奨が再開されました。また、見合わせ期間中に接種を受けなかった人への経過措置として、下記の年齢の人が接種できるようになりました。

対象となる人は、医療機関に予約の上、接種してください。予診票は市内医療機関に備えてあります。

【接種対象者】

- **3歳以上7歳6カ月未満の人**
→ 従来どおり接種できます。
- **9歳以上13歳未満の人(経過措置)**
→ 3回接種が済んでいない人は、この年齢の間に接種回数が合計3回になるようにしましょう。
※ただし、7歳6カ月以上9歳未満の人は対象になりませんので、対象年齢になるまでお待ちください。

【問い合わせ】 健康推進課

☎ 22-9653 FAX 26-0151

お知らせ お詫びと訂正

広報いが市9月15日号3頁に掲載した「環境ツアー・環境ウォッチング」の1月16日(日)の行き先に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■ **正**：豊橋市・田原市

■ **誤**：豊橋市・田原町

【問い合わせ】 環境政策課

☎ 20-9105 FAX 20-9107

お知らせ 不動産公売のお知らせ

三重地方税管理回収機構では、不動産の公売を実施します。

【と き】 10月20日(水)

入札：午前10時30分～11時

【ところ】

三重県津庁舎 6階第61会議室

【公売財産】

- ① 売却区分番号 22-28
- ② 財産の種類 宅地
- ③ 財産区分 非課税財産
- ④ 所在地 久米町字東数内283番14
- ⑤ 土地面積 178.51㎡
- ⑥ 見積価額 1,300,000円
- ⑦ 公売保証金 130,000円

【問い合わせ】

三重地方税管理回収機構徴収課

☎ 059-213-7355

URL <http://www.zei-kikou.jp/>

お知らせ 甲種防火管理再講習会

【と き】

11月12日(金) 午前9時～正午

【ところ】 中消防署1階会議室

【定員】 30人 ※先着順

【申込期間】 10月12日(火)～15日(金)

午前8時30分～午後5時15分

【申込方法】

写真1枚(横3cm×縦4cm)・印鑑・テキスト代1,300円を持参の上、お申し込みください。

【申込先・問い合わせ】

消防本部予防課

☎ 24-9105 FAX 24-9111

お知らせ 社会を明るくする運動 作文コンテスト

市内の中学生を対象とした作文コンテストを行い、審査の結果10点の作品が入賞しました。応募された作品は、自分たちの体験を通して明るい社会についての考えが素直に表現され、未来への展望を感じさせるものでした。

【審査結果(敬称略)】

◇ **最優秀賞**

水野 玲央 (阿山中学校3年)

◇ **優秀賞**

籠井 泰博 (成和中学校2年)

平岡 結衣子 (城東中学校3年)

田中 里依 (大山田中学校3年)

萩森 優菜 (青山中学校2年)

◇ **奨励賞**

宮崎 晴賀 (崇広中学校2年)

永井 もゆ (緑ヶ丘中学校3年)

田中 佑香 (丸山中学校2年)

出口 幸奈 (霊峰中学校3年)

中島 尚士 (島ヶ原中学校2年)

【問い合わせ】 厚生保護課

☎ 22-9650 FAX 22-9661

お知らせ 図書館休館のお知らせ

上野図書館：10月18日(月)～25日(月)

阿山公民館図書室：

10月25日(月)～11月3日(水)・祝

【問い合わせ】

上野図書館 ☎ 21-6868

阿山公民館図書室

☎ 43-0154 FAX 43-9019

コラム

防災ねっと ー第3回ー

「くらしの注意 災害予防対策」

三重県では、現在も含めて近い将来、東海地震、東南海地震、南海地震などの発生が心配されています。日ごろから災害に備えておきましょう。

①非常持ち出し袋を準備しましょう！

いざというとき、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。男性15kg、女性10kgまでが目安です。

《非常持ち出し品の例》

- 食料品など：飲料水・食料(乾パン、クラッカー、缶詰など)・缶切り・ナイフ
- 衣類など：衣類・タオル・毛布・雨具
- 安全対策：救急セット・常備薬・ヘルメット・防災ずきん・マスク
- 日用品：携帯ラジオ・懐中電灯・洗面用具・軍手・携帯用カイロ・ティッシュ



○ **貴重品**：現金(小銭も)・預金通帳・印鑑・保険証のコピー

②飲料水・食料を備蓄しましょう！

地震の直後は飲料水や食料が十分に確保できません。救援活動を受けられるまでの間の必需品は、各家庭で十分に備えておく必要があります。

家族構成に合わせ、一人あたり最低3日分の飲料水(1人あたり1日に3ℓ)や食料などを準備しておきましょう。

③家具類を固定しましょう！

阪神・淡路大震災では、家具類の転倒による死傷のほか、家具類の下敷きになり屋外に避難できず延焼火災の犠牲となったケースもありましたので、家具類や電化製品を固定し、転倒を防止しましょう。

【問い合わせ】

総合危機管理室 ☎ 22-9640 FAX 24-0444